

## 沖縄県警察水上安全警戒隊活動服等の運用要領の制定について

(平成6年5月9日沖例規地第4号)

このたび、別添のとおり「沖縄県警察水上安全警戒隊活動服等の運用要領」を制定し、平成6年5月10日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、制定の趣旨及び要点は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 制定の趣旨

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）が平成6年4月1日から施行されたことに伴い、同条例の目的を達成するため、沖縄県警察水上安全警戒隊（以下「警戒隊」という。）が設置されたことにより、警戒隊が活動を行うに際して着用する服装等（以下「活動服等」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

#### 2 制定の要点

(1) 警戒隊の活動服等の形状については、海域及び内水域において活動するにふさわしい内容を備えたものとするとともに、これを着用することにより海域レジャー提供業者及び海域等利用者に水上安全意識の啓蒙及び警戒隊の活動を強くアピールすることができるものを採用した。

(2) 警戒隊の活動服等の着用要領等について定めた。

### 別添

#### 沖縄県警察水上安全警戒隊活動服等の運用要領

##### 第1 目的

この要領は、沖縄県警察水上安全警戒隊の隊員（以下「警戒隊員」という。）が沖縄県水上安全警戒隊運用要綱（平成6年4月1日付け沖例規地第2号、務第3号、備二第1号。以下「要綱」という。）第3に定める活動を行うに際して着用する服装等（以下「活動服等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

##### 第2 服装の斉一

警戒隊員は、常に服装を清潔かつ端正に保ち、活動服等を着用する場合は、その斉一を期するように努めなければならない。

##### 第3 活動服等の形状

警戒隊員の活動服等の形状は、別表のとおりとする。

##### 第4 活動服等の着用要領

1 警戒隊員は、潜水作業等の特別の活動を行うために必要な装備資器材等を着装する場合及び次に掲げる場合以外は、別表に定める上衣、シャツ及び帽子を着用するものとする。

なお、ズボン及び靴については、天候、活動内容及び活動場所にふさわしいものを着用するものとする。

1 上衣又は帽子については、天候、活動場所及び活動内容に応じて、隊長の指示により着用しないことができるものとする。

- 2 シャツについては、天候、活動場所及び活動内容に応じて、不定裁にならない範囲で他の形状のものを着用することができるものとする。

別表（第3関係）

活動服等の形状

上衣	色	ブルー系統色とする。	
	地質	天然繊維若しくは人造繊維又はこれらの混紡織物とする。	
	制式	前面	ブルゾン型又はこれに準ずるものとし、左胸部に沖縄県警察シンボルマーク及び沖縄県警察シンボルマークの制定に関する訓令（平成4年沖縄県警察本部訓令第16号）第3条に定めるシンボルマーク（以下同じ。）を配置することとするが、シンボルマークの大きさについては、上衣全体の大きさ及び配置場所の面積等を勘案して用いるものとする。
		後面	上部中央に、「PREFECTURAL POLICE」「OKINAWA」「水上安全警戒隊」の文字を図案化したものを三段に配置することとするが、文字の大きさについては、上衣全体の大きさ及び配置場所の面積等を勘案して用いるものとする。 文字の形状は、別図のとおりとする。
シャツ	色	白又はブルー系統色とする。	
	地質	天然繊維若しくは人造繊維又はこれらの混紡織物とする。	
	制式	前面	丸首Tシャツ型又はこれに準ずるものとし、左胸部にシンボルマークを配置することとするが、シンボルマークの大きさについては、シャツ全体の大きさ及び配置場所の面積等を勘案して用いるものとする。
		後面	上部中央に、上衣後面のものと同様の図案化された文字を配置することとするが、文字の大きさについては、シャツ全体の大きさ及び配置場所の面積等を勘案して用いるものとする。
帽子	色	ブルー系統色とする。	
	地質	天然繊維若しくは人造繊維又はこれらの混紡織物とする。	
	制式	丸型、前ひさし付き又はこれに準ずるものとし、正面中央にシンボルマークを配置することとするが、シンボルマークの大きさについては、配置場所の面積等を勘案して用いるものとする。	

別図

**PREFECTURAL POLICE**  
**OKINAWA**

**水上安全警戒隊**